

土木部専門研修「任期付職員」

監督員の業務（土木）

令和6年4月19日
技術管理課

1



講義の概要

○科目名

土木部専門研修「任期付職員」 監督員の業務（土木）

○講義の目的

監督員執務要項を講師の実務経験や事例を交えて解説し、監督員の権限及び発注者責任、受注者との役割分担について説明する。

○講義のポイント

- ◇福島県土木部工事監督員執務要綱について
→「工事の監督」とは・監督員の業務内容
- ◇福島県土木部工事監督員執務要綱の運用について
→要望から工事実施までの流れ

2



福島県土木部工事監督員執務要綱について

用語の定義（要綱第2条）

○「工事の監督」とは

「契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、**契約の適正な履行を確保**する業務をいう。」

- ・ 行政機関が発注する工事の原資は？→県民の厳しい視線
- ・ ルールに則った適正な手続きを→会計検査や監査の対象に

○「契約図書」とは：契約書及び設計図書をいう。

「設計図書」とは

- 特記仕様書，図面，共通仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 設計図書に添付されている**図面及び特記仕様書に記載された事項は，共通仕様書に優先**する。

3



福島県土木部工事監督員執務要綱について

用語の定義（要綱第2条）

○「監督の方法」→9種類の監督行為の総称

- ①指示（監督員→受注者）「**書面をもって**」
- ②承諾（受注者→監督員）「**書面により**」
- ③協議（受発注者が対等の立場で）「**書面により**」
- ④通知（監督員→受注者）「**書面をもって**」
- ⑤受理（受注者→監督員）「**書面を受け取り**」
- ⑥確認「臨場もしくは関係資料により」
- ⑦把握「臨場もしくは受注者が提示・提出した資料により」
- ⑧立会「監督員が臨場し内容を確認」
- ⑨審査「提出された書類について検討」

※①～⑤は「書面」を伴う行為

→監督行為を書類に残すことが重要。

組織で対応（自分がいなくても仕事が回りますか？）

4



福島県土木部工事監督員執務要綱について

監督の実施（要綱第3条）

1 契約の履行の確保

- 工事打合せ：契約後速やかに工事の目的・内容を説明
→「工事打合せ時の留意事項」参照
- 施工計画書の審査 →「施工計画書の留意事項」参照
- 指示・承諾・協議・通知及び提出・届出の受理等
→ワンデーレスポンス・ウィークリースタンスに留意
- 条件変更に関する確認，調査，検討，通知
→福島県工事請負契約約款第18条第1項の第1号～第5号に該当する事実の有無を確認・検討
- 工事の変更及び一時中止の手続き
→「軽微な変更」の場合は工事内容変更通知書により通知
→変更累計額が30%以上（復興事業）の場合は変更契約手続きが必要
- 契約事務担当者への報告→契約変更・支払事務での連携を

5



設計変更ガイドラインについて

土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン(総合版)

設計変更手続きの明確化

平成28年3月
(令和4年12月一部改正)

福島県土木部

6



目次

I	設計変更ガイドライン	P.2
II	工事一時中止に係るガイドライン	P.26
III	設計図書の照査ガイドライン	P.62
IV	設計変更事例集(主な事例)	P.78
V	受発注者間のコミュニケーション	P.97
VI	参考資料	P.99
	【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)	

※本ガイドラインに記載している契約書及び共通仕様書について、改正があった場合は改正後のものを参照することとする。



1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



したがって、事前に個別の現場条件を全て捕捉することは困難であり、当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は
設計積算にあたっては、「6. 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。



書面でね

受注者は
工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。



設計変更ガイドラインについて

(3) 設計変更の現状



～次のような業界からの意見がみられる～

<設計成果>

○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

<発注時の条件整備>

○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

<条件明示>

○施工上影響がある条件については条件明示してほしい。

○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更してほしい。

<照査の範囲外>

○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

<一時中止>

○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

○設計変更: 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること

○契約変更: 契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること



設計変更ガイドラインについて

(4) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、土木工事はその特性上、調査・設計に莫大な時間と費用を投じれば設計変更は発生しないというものではなく、積算においても事前に個別の現場条件を全て捕捉することは困難である。

したがって、工事の安全と品質を確保し、所定の工期までに事業を完成させ、早期にサービスを提供するためには、日常的に発生する現場の条件変更や受注者の責めによらない事項による設計変更を適切に行うことが重要である。

(5) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があり、本ガイドラインは**円滑な設計変更を行うためのツール**として活用することを目的とする。



設計変更ガイドラインについて

2. 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 「承諾」で施工した場合
4. 工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約約款第18条～24条、共通仕様書1-1-17～1-1-19)
5. 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

※契約約款第27条(臨機の措置)については別途考慮する。

- 承諾 : 受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの
 ⇒ **設計変更不可**
- 協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの
 ⇒ **設計変更可能**



設計変更ガイドラインについて

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。
(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

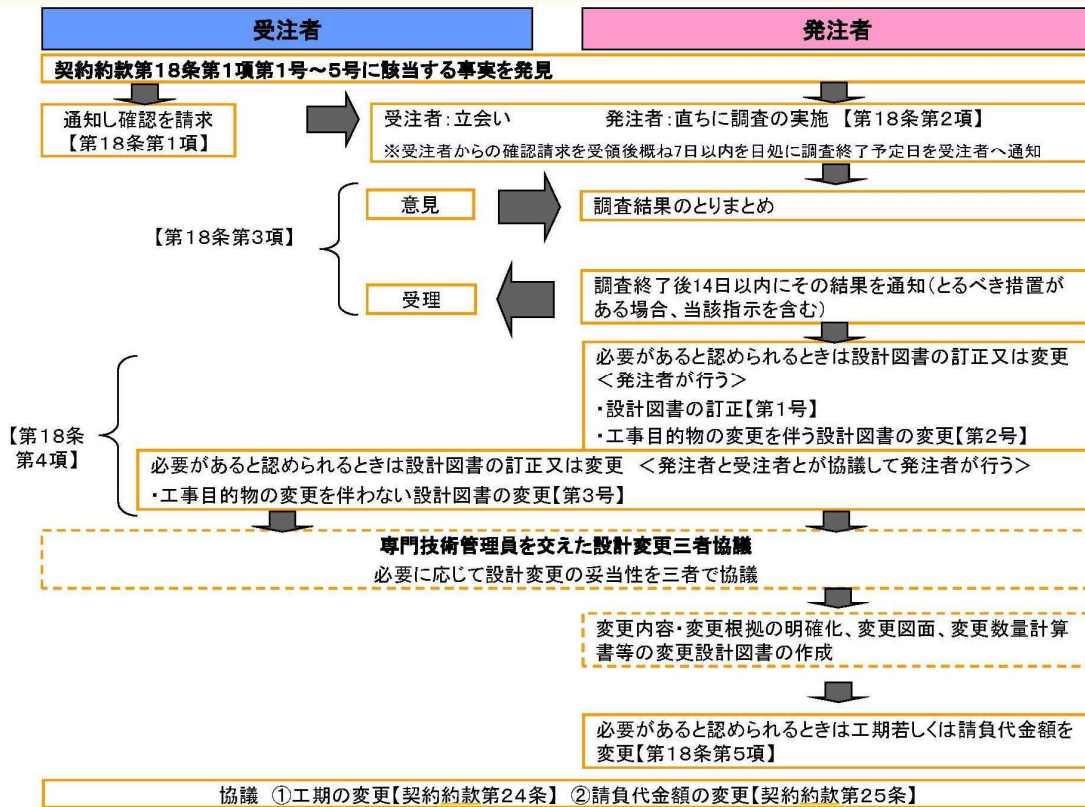
◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとするが、「軽微な変更」の取り扱いについては、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて」(平成11年3月30日付け11農第357号農林水産部長、11監第842号土木部長連名依命通達)並びに「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の事務手続きについて」(平成11年3月30日付け11監第863号監理課長)によるものとする(平成26年7月25日一部改正)。
4. 「工事内容の軽微な変更」を行う際は、概算金額を記載した通知書を通ずる。



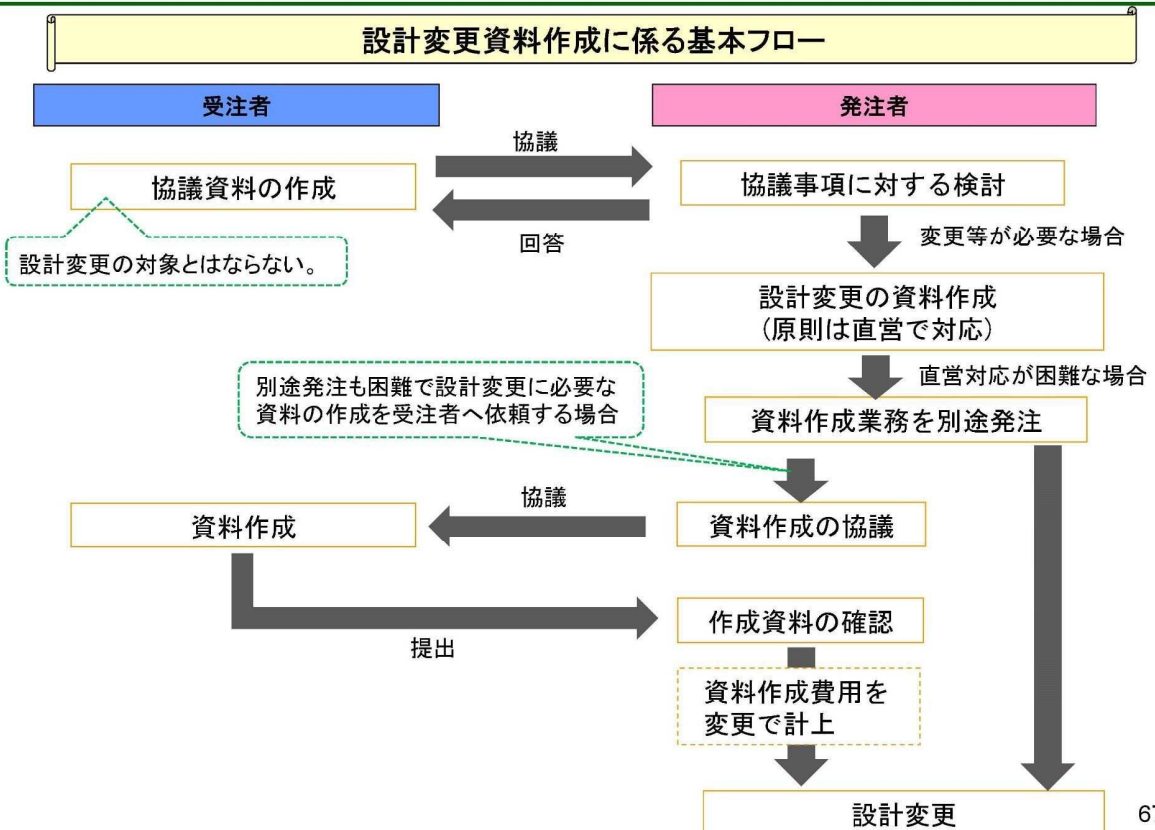
設計変更ガイドラインについて

4. 設計変更手続きフロー



設計変更ガイドラインについて

3. 設計図書の照査結果における受発注者間のやりとり





福島県土木部工事監督員執務要綱について

監督の実施（要綱第3条）

2 施工状況の確認等

- 工事測量等の確認：用地境界や基準高の誤りは大問題に
- 各施工段階での立会
- 指定材料の確認
- 共通仕様書に定められた段階確認 等

3 円滑な施工の確保

- 地元説明等を受注者任せにしない、苦情要望に素早く対応
- 早め早めの関係機関協議を：警察・電柱・埋設管等々・・・

4 その他

- 事故発生時の対応：まずは負傷者の有無確認が最優先
→影響を過小評価せず、すぐ上司に報告を

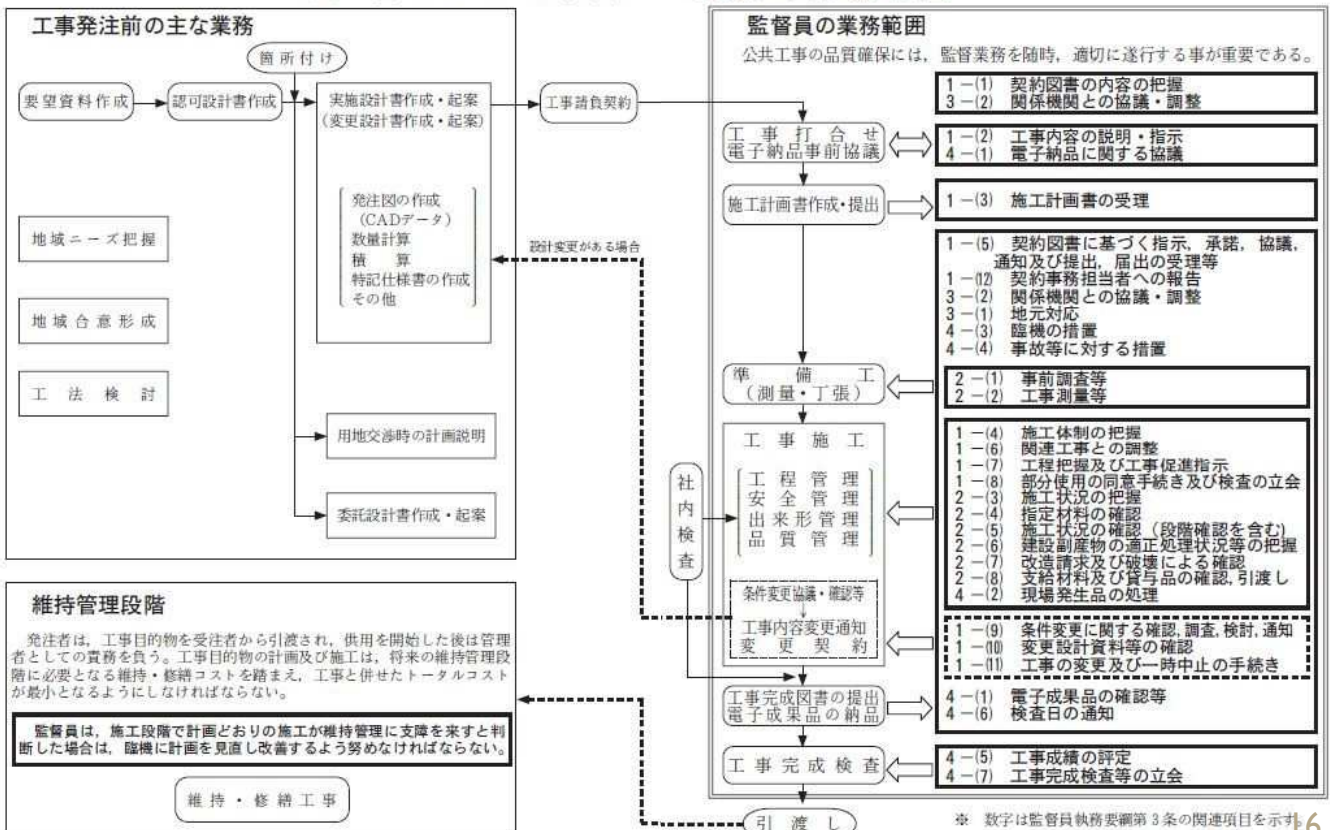
※（別表1）監督に関する業務分掌：通常は課長か部長決裁



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

(1) 要望から工事実

施までの流れ図





福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

監督にかかる業務分掌標準一覧表について

土木建築工事監督・検査指針
P21～

(別表1) 監督にかかる業務分掌標準一覧表

○報告、指示 ◎業務調整者 ●担当者

業務分 担 職 名 事 項	統 括		総 括			監督員
	所 長	部 次 長	課 長	主任主査	主査	
1 契約の履行の確保						
(1) 契約図書の内容の把握	軽 易 な 物					
(2) 工事打合せ						
(3) 施工計画書の受理						
(4) 施工体制の把握				○	◎	●
(5) 契約書及び設計図書に基づき指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理等						
(6) 関連工事との調整						
(7) 工程把握及び工事促進指示						
(8) 部分払請求時の出来高の確認	重 要 な 物	○	◎	○	●	
(9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知						
00 変更設計資料等の確認						
01 工事の変更及び一時中止の手続き						
ア 工事内容変更通知						
イ 工事内容及び工期の変更	○	○	◎	○	●	
ウ 工事の中止及び中止に伴う工期の延長						

業務分 担 職 名 事 項	統 括		総 括			監督員
	所 長	部 次 長	課 長	主任主査	主査	
02 契約事務担当者等への報告						
ア 工事内容及び工期の変更、工事一時中止の検討						
イ 一般的な損害の調査						
ウ 不可抗力による損害の調査						
エ 第三者に及ぼした損害の調査						
オ 中間前金払請求時の認定要件の確認	○	○	◎	○	●	
カ 部分払請求時の出来高の確認						
キ 工事関係者に関する措置請求						
ク 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求						
2 施工状況の確認等						
(1) 事前調査等	軽 易 な 物					
(2) 工事測量等						
(3) 施工状況の把握				○	◎	●
(4) 指定材料の確認						
(5) 施工状況の確認(段階確認を含む)						
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握						
(7) 改造請求及び破壊による確認	重 要 な 物	○	◎	○	●	
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し						



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

監督にかかる業務分掌標準一覧表について

土木建築工事監督・検査指針
P23～

業務分 担 職 名 事 項	統 括		総 括			監督員
	所 長	部 次 長	課 長	主任主査	主査	
3 円滑な施工の確保						
(1) 地元対応	軽 易			○	◎	●
(2) 関係機関との協議・調整	重 要	○	◎	○	●	
4 そ の 他						
(1) 電子納品に関する協議、電子成果品の確認等				○	◎	●
(2) 現場発生品の処理						
(3) 騒音の措置						
(4) 事故等に対する措置	○	○	◎	○	●	
(5) 工事成績の評定						
(6) 検査日の通知						●
(7) 工事完成検査等の立会				○	◎	●

- 注) 1 本表は監督にかかる判断・処理の標準的なものであるため、工事の特殊性又は事務所事情等によりこれにより難しい場合は、その都度所長等の指示を受けるものとする。
- 2 業務調整者は問題案件に係る関係機関との調整及び処理を行うものとする。なお、問題の重要性によっては統括(所長、主幹、部長又は次長)が業務調整者になることが出来るものとする。
- 3 本庁で監督業務を行う場合は、統括を担当課長及び主幹、総括を担当主任主査又は主査が行うものとする。



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

工事打合せ時の留意事項

設計図書では見えない部分

- 用地買収時の条件、地元の要望があれば確実に説明
- 交通規制、交通誘導員の配置位置等安全対策
- 関連する他工事との調整

施工計画書の留意事項

- 工程管理が適切か
- 安全管理、交通管理、緊急時の体制をチェック
→不備があれば訂正・再提出の指示を

工事測量の留意事項

- 仮BM、丁張の基準高、用地境界を重点的に確認

段階確認の留意事項

工程に影響を与えないよう効率的に

- 必要に応じて写真での机上確認も活用
→地下部分等、後で確認できない部分を特に重点的に！



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

段階確認について

土木建築工事監督・検査指針 P36～

(5) 段階確認について

段階確認とは、共通仕様書の段階確認一覧に示す工種別に、その「確認時期」に受注者から提出される確認・立会願を受け、監督員が原則現場により「確認項目」にある内容及び「確認の頻度」で確認することをいう。また、重点監督を要する工事では、担当監督員の他に担当課長等を含め複数で確認する。

段階確認一覧

一般：一般監督 重点：重点監督

種別	種別	確認時期	確認項目	確認の頻度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ、間隔等	1回/1工事
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (盛土工)		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	(一般) 1回/1工事 (重点) 2～3回/1工事
道路土工 (路床盛土工)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事

種別	種別	施工時期	把握項目	把握の頻度
鋼板巻立て工	現場溶接工	溶接前	鋼板突き合わせ部の隙間	(一般) 30%程度/1
		溶接完了時	ビード部分の外觀検査	構造物 (重点) 60%程度/1
	現場塗装工	塗装前	表面の汚れ、さび落としの状況	60%程度/1
		塗装完了時	塗膜厚さ	25点/1ロット(500m)
塗装工	清掃、錆落とし施工時	清掃、錆落とし状況	1回/1工事	
	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事	
樹木・芝生管理工、植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料・数量、天候、気温	適宜
ダム工	各工事毎に特記仕様書で定める			
港湾・漁港工	共通仕様書〔港湾漁港編〕及び特記仕様書で定めた基準による			
下水道工	特記仕様書で定めた基準による			
建築・設備工事	建築・設備工事共通仕様書の基準による			

- 注) 1 表中の「確認の頻度」は、最小限の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。
 2 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、橋梁等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
 3 一般監督：重点監督以外の工事
 4 重点監督：下記の工事
 (1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 (2) 施工条件が厳しい工事
 (3) 第三者に対する影響のある工事
 (4) 大規模な建築物等の工種
 (5) その他



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

段階確認の留意事項について

土木建築工事監督・検査指針 P49～

(6) 段階確認の留意事項

指定仮設工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
設置完了時	使用材料 高さ、幅、長さ、深さ等	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・高さ、幅、長さ、深さ等が規格値以内であるか確認する。 ・吊り足場等の吊り間隔が適切であるか確認する。	1回/1工事

河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工（掘削工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
土（岩）質の変化した時	土（岩）質の変化位置	・土質及び岩の契約分類向に地質境界線を確認する。	1回/土（岩）質の変化毎

河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工（盛土工）、道路土工（路体盛土工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	・土の敷均し及び締固めについて、使用材料、敷均し厚・方向、施工機種等について確認する。 ※築盛・路体の1層仕上がり厚30cm以下	（一般） 1回/1工事 2～3回/1工事

道路土工（路床盛土工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	・土の敷均し及び締固めについて、使用材料、敷均し厚・方向、施工機種等について確認する。 ※1層仕上がり厚20cm以下	（一般） 1回/1工事 2～3回/1工事
ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	・路床盛土仕上げ後、路床全体にわたってのブルーフローリング実施時に、たわみについて状況を確認する。	1回/1工事

舗装工（路盤、表層、基層）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
下層路盤ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	・下層路盤仕上げ後、路盤全体にわたってのブルーフローリング実施時に、たわみについて状況を確認する。	1回/1工事
下層路盤施工完了時（上層路盤の施工がある場合）	基準高、幅、厚さ	・不可損部分について、上層路盤施工前に基準高、幅、厚さが規格値以内であるか確認する。	（一般） 1回/1工事 （重点） 1回/100m
舗装時	使用材料、敷均し締固め状況、天候、気温、解凍温度	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・下層、上層路盤（粒状路盤） 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷均し締固めが行われているか確認する。 ※下層路盤の1層まき出し厚20cm以下 ※上層路盤の1層まき出し厚15cm以下（振動ローラを使用する場合は20cm） ・下層、上層路盤（セメント及び石灰安定処理） 使用材料の品質、1層の仕上げ厚さ、セメント及び石灰量、一軸圧縮試験結果等について確認する。 ※下層路盤の1層まき出し厚30cm以下 ※上層路盤の1層まき出し厚20cm以下（振動ローラを使用する場合は25cm） ・アスファルト安定処理、基層、表層プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の解凍温度、天候、敷均し締固め状況について確認する。 ※解凍温度110℃以上 ※気温5℃以下及び降雨時の作業禁止 ・コンクリート舗装 目地金物、鉄網の設置及び敷均し締固め状況について確認する。	（一般） 1回/1工事 （重点） 1回/3000㎡



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

確認書：段階確認等の記録に使用

<第8号様式・約款9条、14条関係>

確認書

部長・次長 課長 主任主査 監督員

確認・立会願

令和 年 月 日

下記について確認・立会を願いたい。

請負業者名
現場代理人名

工事名	第 号	工事
工事場所	位置等	

確認・立会結果書

上記について、確認・立会を実施し確認した。

立会者名 印

確認・立会年月日	令和 年 月 日
方法	現地・書類（机上）
結果判定	
指示事項（記事）	

指示事項等処理完了確認 令和 年 月 日 監督員 印

工事打合せ簿：指示・協議・通知の際に使用

<第10号様式・約款9条関係>

工事打合せ簿

発議者 発注者 受注者 発議年月日 令和 年 月 日

発議者名

発議事項 指示 協議 通知 要請 提出 書出 その他

工事番号
工事名
工事場所

(内容)

取付図 案、その他添付図書

発注者
上記について 指示 要請 協議 通知 要請 その他 します。

監督員 事務所 令和 年 月 日

受注者
上記について 了解 協議 提出 解決 書出 その他 します。

現場代理人 会社 令和 年 月 日

部長 次長	課長	主任主査	監督員
現場代理人	主任 (監理) 技師		

受け取ったときは速やかに処理(決裁)を！ → ためないように(受注者にも指導を) 22



福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

工事打合せ簿について

土木建築工事監督・検査指針
P67～

○指示、協議、通知、承諾、提出、届出については、共通仕様書で書面により行うことと規定しており、共通様式として「工事打合せ簿」を使用する。

○施工計画書の提出や材料の承諾書の添書としても「工事打合せ簿」を使用する。

※施工計画書は変更分を随時追加更新して、常に現場状況と合致したものとする。

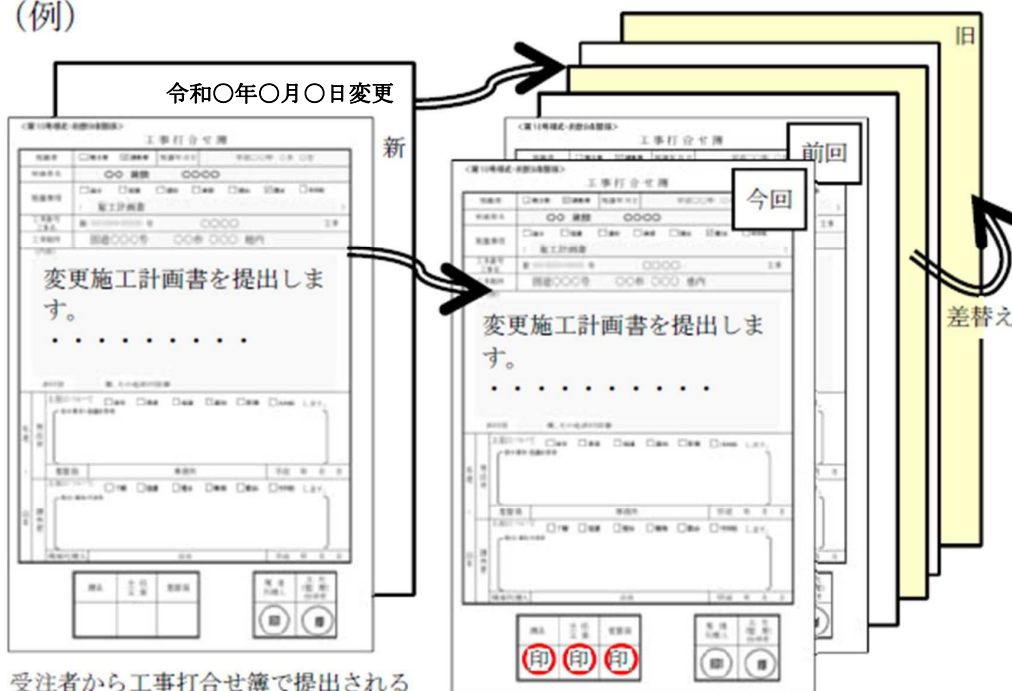


福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

工事打合せ簿について

土木建築工事監督・検査指針
P69

(例)



監督員が保管する施工計画書に変更分を随時追加する。



「ワンデーレスポンス」とは

参考資料

工事監督業務のひとつとして

工事受注者から質問・指示依頼があった場合、できる限り「その日のうち」に解決するよう努力する。
その日のうちに解決できない場合でも、回答日を予告するなど、次の段取りができるような何らかの回答を「その日のうち」にするというもの。



これにより、工事受注者は「手待ち」がなくなり、効率的（時間的・経済的）な現場作業が可能となる。

「現場を待たせるな」「分らなかつたら相談せよ」などの言葉で、これまでも先輩から言われてきたことを、今一度、組織的にシステム的に取り組もうとするもの。

1 25



工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて

工事内容の変更通知（内変）

○対象：予定価格が5億円未満の工事

→東日本大震災に係る災害復旧事業・復興事業では当初設計価格に対して30%未満の変更が対象

※ただし対象事業以外では通常の「軽微な変更」の範囲内（20%未満かつ4000万円以下の変更）

○「工事内容変更通知書」により受注者に通知

（「伺い」所属内決裁→受注者へ交付→承諾印をもらう）

→その都度の変更契約は不要

→工期末等の適正な時期に変更契約等の一括処理が可能

※変更設計の累計額が当初設計価格の30%以上となる場合はその都度変更契約が必要となる。

※契約額5億円以上の工事は対象外

※工期の延長は内変不可

26



工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて

様式1 (甲)

※変更により削除となるものと、数量が変わるもの、単価が明示しにくい場合の例 (記入例№1)

起工番号: ○○○○○○○○○○○

伏せ年月日 平成○○.○○.○○	発議年月日 平成○○.○○.○○	工事内容変更伺い			
所長	次長・部長	課長	課員	監督員	
発注者 ○●○○○ ○○○					
変更理由 当初、土質区分を砂質土で計上していたが、現地における土質等を再調査(調査書別紙)の結果、雑まじり土として変更したい。					
年度	会計	款	項	目	節
○○	一般会計	土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう整備費	工事請負費
事業種別	契約番号 ○○○○○○○○○○		地区名 路河川名	○○・○○○	
工事名	○○○○○○○工事				
施工箇所	○○郡○○町大字○○				
請負代金	134,988,000	工期	暫工 完工	平成○○.○○.○○	平成○○.○○.○○
変更内訳					
工種、種別、細別	直前設計数量	変更数量	単価	金額	
土工					
切土	53,675.0㎡	30,247.0㎡	別紙内訳	△10,978,735円	
盛土	20,689.2㎡	17,826.0㎡	94円	△269,140円	
埋戻土	12.0㎡	0㎡	304円	△3,648円	
合計				≒ △11,251,000円	
(請負代金計算) 11,251,000 × 1.435 × $\frac{134,988,000}{136,043,250}$ ≒ 16,019千円 × 1.05 ≒ 16,819千円 (12.46%減額)					
[請負代金 = $\frac{129,565,077}{90,311,785}$ ≒ 1.435]					
※ 1 直前設計数量とは当初設計又は直前変更設計数量をいう。 2 変更に係る直接工事費についてのみ記載すること。					

様式1 (乙)

※事業執行管理システムで登録・出力

起工番号: ○○○○○○○○○○○

受注者 ○●○○○ ○○○ 様	○●○○○号 外 平成○○年○○月○○日	
福島県○○○事務所長 印		
工事内容の変更について (通知)		
下記工事について、変更内訳 (別冊設計図書) のとおり変更することを通知します。 なお、請負代金の変更は、後日集約のうえ行います。		
事業種別	契約番号 ○○○○○○○○○○ 地区名 路河川名 ○○・○○○	
工事名	○○○○○○○工事	
施工箇所	○○郡○○町大字○○	
請負代金	134,988,000 工期 暫工 完工 平成○○.○○.○○ 平成○○.○○.○○	
変更内訳		
工種、種別、細別	直前設計数量 変更数量 摘要	
土工		
切土	53,675.0㎡ 30,247.0㎡	土工数量の変更
盛土	20,689.2㎡ 17,826.0㎡	
埋戻土	12.0㎡ 0㎡	
受注者承諾印		

※ この通知書は受注者認印のうえ、戻してください。



工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて

「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続に係るQ&A」 (平成26年7月31日事務連絡より)

事務連絡
平成26年7月31日

部内各課(室)主幹
部内各公所次長 様
部内各准公所総務課長

土木総務課主幹(経理担当)

「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続に係るQ&A」
(平成26年7月25日一部改正版)について(送付)

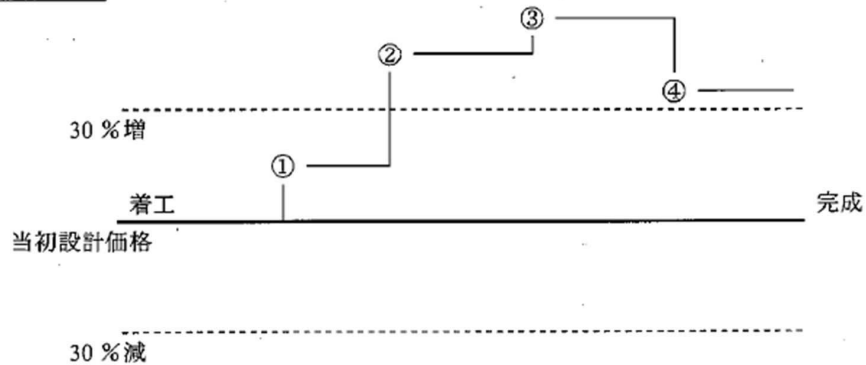
このことについては、平成26年7月25日付け26土第1198号土木総務課長通知「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続についての一部改正について」によりお知らせしたところですが、別紙のとおりQ&Aを送付いたしますので業務の参考にしてください。



工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて

「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きに係るQ&A」 (平成26年7月31日事務連絡より)

事例 1 当初の設計価格に対して30%以上の増額になるケース



- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 当初設計価格の20%増額 | 工事内容変更何により処理 |
| ② 当初設計価格の35%増額 | 変更契約締結 |
| ③ 当初設計価格の40%増額 | 変更契約締結 |
| ④ 当初設計価格の33%増額(③からは減額) | 変更契約締結 |

(注) ②、③、④は当初設計価格の30%以上の変更であるため、工事内容変更同では処理できない。



工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて

工事内容の軽微な変更時における概算金額の通知について (平成30年12月25日通知)

これまで
「工事内容の変更について(通知)」様式
により受注者へ変更数量を通知



概算金額が不明
工事実施のための予算計画立案に苦慮



平成30年12月25日以降
概算金額を記載した工事打合せ簿により
内容変更通知書とあわせて、受注者へ通知

※概算金額は変更となる場合があり、「参考値」として取り扱う。(契約変更額を拘束するものではない)

<第10号様式・約款9条関係>

工事打合せ簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成30年 〇月 〇日
発議者名	<input type="checkbox"/> 建設事務所 <input type="checkbox"/> 課 <input type="checkbox"/> 〇〇		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他		
工事番号	(第〇回 工事内容の変更に伴う概算額の通知について)		
工事名	第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇号	〇〇工事	
工事場所	国道〇〇号 〇〇市〇〇地内		
(内容)			
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け通知「工事内容の変更について」による概算金額を下記のとおり通知します。			
概算金額： 〇〇万円 増(減)額の見込みである			
※上記に示す概算金額については、参考値であり契約変更額を拘束するものではない。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>※概算金額は有効数字2桁(3桁目四捨五入)、単位は万円で記載する。 ただし、増減額が10万円未満の場合は、有効数字1桁(2桁目四捨五入)とする。 例) 16,440,000円増額→1600万円増と記載。 78,000円減額→8万円減と記載。</small> </div>			
発注者	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 します。		
監督員	事務所	平成 年 月 日	
受注者	<input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 します。		
現場代理人	会社	平成 年 月 日	
部長	課長	主任	監督員
〇			
現場代理人	主任(監理)	保坂 英	



その他

土木建築工事監督・検査指針について

desknet's NEO

文書の作成 | 削除

フォルダ

- 高工労働部
- 農林水産部
- 土木部
 - 土木総室
 - 企画技術総室
 - 土木企画課
 - 技術管理課
 - 00 通知文集 (運用基準)
 - 01 事業準備表
 - 02 公表図書
 - 03 土木工事標準積算基準
 - 04 建設機械等積算定表
 - 05 設計業務等積算基準
 - 06 建築関係工事積算基準
 - 07 建築設計積算・委託
 - 08 設計資材単価等決定基準
 - 09 資材単価特別調査
 - 10 施工歩掛決定基準
 - 11 単価決定運用(建築)
 - 12 うつくしま、エコ・リサイ
 - 13 建設副産物関係
 - 14 (土木) 共通仕様書
 - 15 (委託) 共通仕様書
 - 16 (建築 工) 共通仕様書
 - 17 (建築 委) 共通仕様書
 - 18 (土木系) 特記仕様書
 - 19 (建築系) 特記仕様書
 - 20 工事監督・検査指針
 - 21 工事監督技術指針
 - 22 工事監督のポイント

文書名、コメント、添付ファイル名に含まれる文書を表示します。

- 文書名
- H26⇒H29改正頁
- 土木建築工事監督・検
- 改正頁 (150416通知)
- 改正頁 (160307通知)
- 改正頁 (160412通知)
- 改正頁 (160622通知)
- 改正頁 (170413通知)
- 監督員執務要綱・同連

desknet's NEO

文書の変更 | 削除

作業状態: 完了

文書名: 土木建築工事監督・検

保存フォルダ: 土木部 > 企画技術総室 > 技術管理課 > 20 工事監督・検査指針

ファイルの一括ダウンロード

ファイル名

[170401改正版] 土木建築工事監督・検査指針.pdf

コメント: 『土木建築工事監督・検査指針』最新版 (2017/04/1改訂)

desknet'sNEO
 文書管理>土木部>企画技術総室
 >技術管理課>20工事監督・検査指針

土木建築工事監督・検査指針

福島県土木部



その他

土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインについて

工事の提出書類の簡素化に向けた具体的な取組をまとめました。
 不要な書類は作らせない！提出させない！

働き方改革関係

- 土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインについて
- 連休2日確保モデル工事等について
- 建設キャリアアップシステム活用工事
- ウィークリースタンスの取り組みについて
- 準備期間確保工事・フレックス工事

現在地 ホーム > 組織でさがす > 技術管理課 > 土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインについて

土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインについて

土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインについて

業務の効率化のための工事書類の作成を必要最小限に抑えるための考え方や受発注者相互の役割についてまとめました。長時間労働の是正につながる実効性のある取組とするために活用してください。

- 土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドライン [PDFファイル/1.78MB]
- 土木工事に係る受発注者提出書類チェックリスト [Excelファイル/31KB]
- 共通仕様書「提示」箇所の抜粋 [PDFファイル/277KB]

土木工事に関する提出書類の
簡素化ガイドライン

令和6年2月 福島県土木部技術管理課



土木設計業務等委託契約における 設計変更ガイドライン

設計変更手続きの明確化

平成29年3月

(令和4年12月一部改正)

福島県土木部



目次

1. 策定の背景(ガイドラインの目的)	P.2
2. 発注者及び受注者の留意事項	P.4
3. 設計変更が不可能なケース	P.5
4. 設計変更が可能なケース	P.6
5. 設計変更手続きフロー	P.14
6. 設計図書の点検	P.15
7. 受発注者間のコミュニケーション	P.17
8. 参考資料	P.20

※本ガイドライン上において「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。
また、「土木設計業務」を例に記載しているため、各業務委託に適宜読み替えるものとする。
※本ガイドラインに記載している契約書及び共通仕様書について、改正があった場合は改正後のものを参照することとする。



その他

1. 策定の背景(設計変更ガイドラインの目的)

(3)適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、土木設計業務等委託契約書頭書に「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」と規定しているため、契約を履行する上でも、**改正品確法の遵守**が求められます。

そのため、受発注者それぞれが、契約の目的、内容について十分に理解した上で合意し、契約を締結し、役割分担を適切に行った上で、契約の履行にあたらなければなりません。さらに、契約の履行条件が変更となった場合には、改正品確法の趣旨に基づき**適切に設計変更を実施する**必要があります。

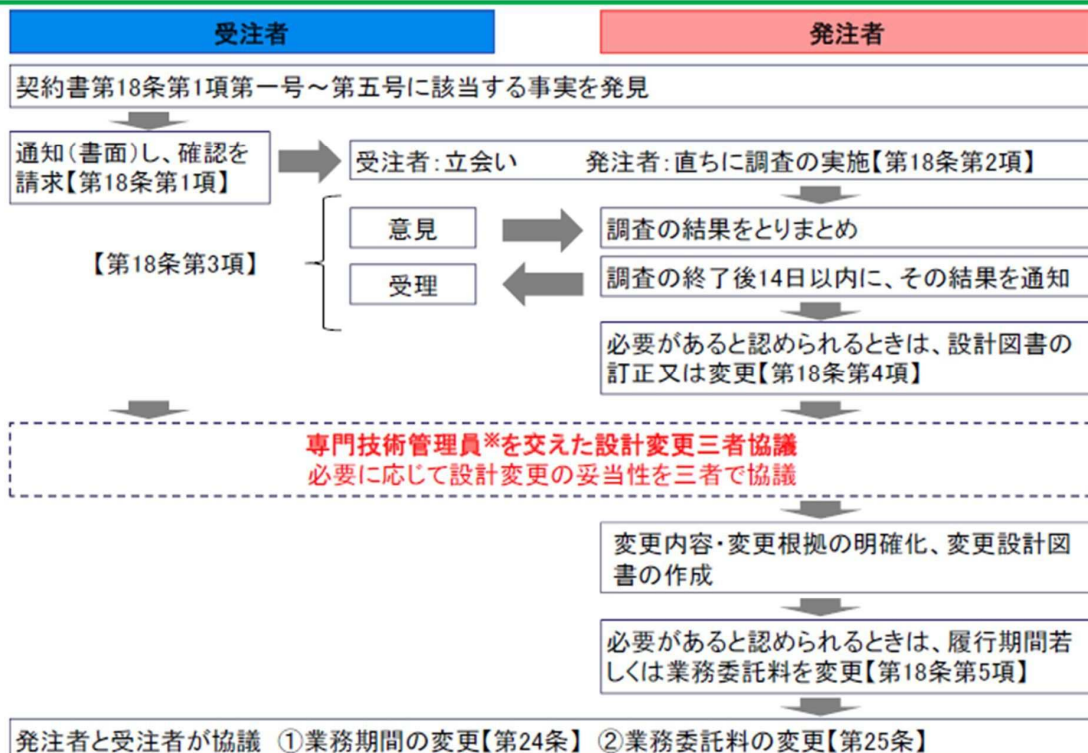
(4)ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。本ガイドラインは**円滑な設計変更を行うためのツール**として活用することを目的とします。



その他

5. 設計変更手続きフロー



*特設事務所では次長(業務担当)、土木事務所では管内建設事務所の専門技術管理員が対応する。



その他

7. 受発注者間のコミュニケーション

(1) ワンデーレスポンス、ウィークリースタンス及び履行報告

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応をすることをいいます。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をします(土木設計業務等共通仕様書第1111条)。

ウィークリースタンスにより、打合せ時間や資料作成に配慮し、計画的に業務を遂行します。(土木設計業務等共通仕様書第1111条)

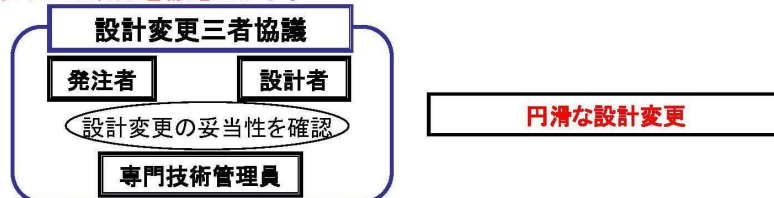
履行状況の報告や確認を定期的(毎月末)に行うことで、業務の進捗状況や懸案事項等の情報共有を図ります(土木設計業務等共通仕様書第1134条)。

⇒ **対応期限の明確化及び履行状況の把握**により、受発注者双方がそれぞれの**考えを共有して業務に反映**させることが重要となります。



(2) 設計変更三者協議

設計変更三者協議とは、必要に応じて設計変更の妥当性を専門技術管理員*を交えた三者で協議するものです。受発注者それぞれの申し出により、適宜開催することが可能です。なお、設計変更の円滑化に向けて**設計変更ガイドラインの活用を徹底**します。



*特設事務所では次長(業務担当)、土木事務所では管内建設事務所の専門技術管理員が対応する。



その他

7. 受発注者間のコミュニケーション

(3) 設計時施工技術検討会の設置

設計時施工技術検討会とは、橋梁やトンネル等の構造物や仮設工法などについて、「発注者」や設計業務を受注した「設計者」のほか、特に専門的な意見が必要な場合は専門的知識を有する「アドバイザー」で施工する上で、より現場条件にあった設計及び工法を**設計業務の委託期間中において検討し、設計へ反映**します。

現場条件にあった設計を行うことにより、手戻りがなくなり事務の軽減や施工時の工期短縮(工事中止等の発生抑制)及び工事発注時における現場にあった条件の明示が期待できます。



(4) 三者協議会への協力

三者協議会とは、工事の品質確保を推進するために、工事の「施工者」、当該工事の設計を実施した「設計者」及び「発注者」が一堂に会して、工事の実施に先立ち、**設計の理念及び意図に係る理解を深め工事の品質をより向上させるために**、協同して技術情報の確認及び交換を行い一層の技術力向上に資することや工事事務物の品質確保及び円滑な工事の施工を図るものです。





その他

○設計変更ガイドライン（土木工事、設計業務等）

福島県 Fukushima Prefecture

はじめの方へ
Foreign language(English, 簡化字, 繁體字, 한국어)
サイトマップ

文字の大きさ 拡大 標準 色を変える 白 黒 青 検索

組織でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 組織でさがす > 技術管理課 > 設計変更ガイドラインについて

設計変更等ガイドラインについて

ツイート 印刷用ページを表示する 掲載日：2023年3月10日更新

設計変更等ガイドラインについて

福島県土木部では、改正品確法に基づき、工事請負契約等の設計変更を適正かつ円滑に行うため、設計変更ガイドラインを策定しました。

策定の目的

設計変更ガイドラインは、工事請負契約等の当事者である発注者と受注者が対等の立場で、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などに、設計変更を適正かつ円滑に行うことを目的としています。

各設計変更等ガイドライン

- ◆土木工事編【H28.3策定】
 - 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）（R4.12一部改正） [PDFファイル/5.38MB]
 - 新旧対照表(R4.12) [PDFファイル/6.89MB]
 - ※契約書の条番号の改正、受発注者間のコミュニケーションにおいて、ウィークリースタンスの内容を追加しました。（R4.12）
- ◆業務委託編【H29.3策定】
 - 土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン（R4.12一部改正） [PDFファイル/220KB]
 - 新旧対照表（R4.12） [PDFファイル/969KB] / 改正ページ（R4.12） [PDFファイル/636KB]
 - ※契約書の条番号の改正、受発注者間のコミュニケーションにおいて、ウィークリースタンスの内容を追加（R4.12）



その他

○公表図書（土木工事標準積算基準、設計業務等標準積算基準等）

福島県 Fukushima Prefecture

はじめの方へ
Foreign language(English, 簡化字, 繁體字, 한국어)
サイトマップ

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て

現在地 ホーム > 組織でさがす > 技術管理課

技術管理課

新着情報

- 2023年4月3日更新 土木工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインについて
- 2023年4月1日更新 福島県土木部コンクリート製品認定制度について
- 2023年3月31日更新 **公表図書について**
- 2023年3月31日更新 共通仕様書（土木工事編）
- 2023年3月31日更新 建築関係工事積算基準等について

公表図書（積算基準類）

土木工事標準積算基準

※土木工事標準積算基準の改正・訂正内容は「土木工事標準積算基準などの改正について」のページをご確認ください。
※ファイルサイズの関係上、標準積算基準1、2について各4分冊に掲載しています。

- ▲土木工事標準積算基準1
 - 土木工事標準積算基準1 (R4.10.1) [1-1] [PDFファイル/13.97MB]
 - 土木工事標準積算基準1 (R4.10.1) [1-2] [PDFファイル/77MB]
 - 土木工事標準積算基準1 (R4.10.1) [1-3] [PDFファイル/79.02MB]
 - 土木工事標準積算基準1 (R4.10.1) [1-4] [PDFファイル/71.93MB]
- ▲土木工事標準積算基準2
 - 土木工事標準積算基準2 (R4.10.1) [2-1] [PDFファイル/74.16MB]
 - 土木工事標準積算基準2 (R4.10.1) [2-2] [PDFファイル/52.25MB]
 - 土木工事標準積算基準2 (R5.4.1一部改正) [2-3] [PDFファイル/6.22MB]
 - 土木工事標準積算基準2 (R4.10.1) [2-4] [PDFファイル/57.84MB]
- ▲土木工事標準積算基準3
 - 土木工事標準積算基準3 (R4.10.1) [PDFファイル/31.22MB]

土木工事標準積算の
改正概要はこちら

現在地 ホーム > 組織でさがす > 技術管理課 > 土木工事標準積算基準などの改正について

土木工事標準積算基準などの改正について

改正の概要

・下記積算基準等の一部を改正し、令和4年10月1日以降に起工するものから適用することとしました。

公表（図表の掲載）

名 称	新旧対照表・改正概要
土木工事標準積算基準(令和4年10月1日)	・土木工事標準積算基準 改正概要 [PDFファイル/303KB] 全資料はこちら (公表図書のパージン)
建設機械等積算決定表(令和4年10月1日)	-
設計業務等標準積算基準(令和4年10月1日)	・設計業務等標準積算基準 改正概要 [PDFファイル/2.21MB] 全資料はこちら (公表図書のパージン)



その他

施工計画書作成の手引きについて

desknet's NEO

文書管理

> 土木部DB > 企画技術総室

> 技術管理課

> 24 施工計画書作成の手引き

施工計画書の確認に活用して下さい。

施工計画書作成の手引き
(土木工事編)

平成30年3月
技術管理課



その他

基準管理関係質疑応答集について

1. 土木工事基準管理関係質疑応答集
(1) 積算基準編 (2) 共通仕様書編 (3) 単価編 (4) 金抜き等、その他編
2. 委託基準管理関係質疑応答集
(1) 積算基準編 (2) 共通仕様書等、その他編
3. 建築・設備工事基準管理関係質疑応答集

desknet's NEO

文書管理

> 土木部 > 企画技術総室

> 技術管理課

> 45 質疑応答集

補足：竣工検査等に関する質疑応答は工事検査の文書管理に掲載されています。

